OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ドイツにおける原発廃止の法律問題
Author(s)	松本, 和彦
Citation	阪大法学. 2002, 52(3,4), p. 211-237
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55222
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ドイツにおける原発廃止の法律問題

松本和彦

はじめに
一　新原子力法制定に至る経緯
二　新原子力法の憲法問題
おわりに

はじめに

(1) 日本の原発推進政策

かつて日本のエネルギー政策は安定供給の確保が基本目標であった。それは、七〇年代のオイル・ショックの教訓から、中東依存度の高い石油にエネルギー供給の大半をかからしめる政策を反省し、省エネルギーの推進や石油備蓄のほか、石油代替エネルギーの導入を押し進めるものであった。その結果、一次エネルギー総供給に占める石油の割合は七七%（七三年度）から五二%（二〇〇〇年度）に低下し、他方、原子力と天然ガスの割合がそれぞれ一%から一二%、二%から一三%に伸張した。これを発電電力量に限ってみた場合、石油等火力発電が七三%から

一一%に激減しているのに対して、LNG（液化天然ガス）火力発電が二%から二六%に拡大し、原子力発電は三%から三四%に大きく伸びたことが分かる。[1] 原子力発電は電源構成においてトップの座にある（なお、原子力エネルギーはすべて電力となる）。

原子力は石油代替エネルギーとして積極的に開発利用されてきた。[2] 資源エネルギー庁によれば、その理由は、原子力の供給安定性・価格安定性と再処理技術を用いた核燃料の再利用可能性にあるとされる。[3] すなわち、原料となるウラン資源が特定の地域に偏っておらず、燃料価格高騰の危険性が小さい上、核燃料再処理による資源の有効利用も図ることができるから、エネルギーの安定供給にとって有利な資源だというのである。[4] そのため、日本の原発は九〇年代半ばまで安定したペースで建設され、現在、国内で五一基の商業用原子炉が稼働するまでになっている。

近年では地球温暖化問題に絡めて原子力のメリットが強調される傾向にある。地球温暖化の主たる要因は温室効果ガスとしての二酸化炭素の増大にあるといわれるが、原発は発電過程で二酸化炭素を全く発生しないため、化石エネルギー（石油・石炭・天然ガス）から原子力エネルギーへのシフトが地球温暖化防止に役立つというわけである。たとえば、総合資源エネルギー調査会・総合部会／需給部会が二〇〇一年七月に公表した報告書『今後のエネルギー政策について』は、エネルギー政策の基本目標を「安定供給から安定供給・環境保全・効率化の同時達成へ」に設定し直しているが、[5] 従来からの「安定供給」に加えて、地球環境問題への対応と自由化・規制緩和によるエネルギーの効率的供給を同時に達成すべき基本目標としている。ここで原子力は「CO_2排出量抑制の観点からも重要な役割を担う」[6] ものとされている。[7] さらに二〇〇二年三月一九日に決定された『地球温暖化対策推進大綱』でも「原子力の推進」が謳われている。[8] 日本は、気候変動枠組条約第三回締約国会議において採択されたいわゆる京都議定書に批准し、二〇〇八年から二〇一二年までの間に温室効果ガスの総排出量を一九九〇年レベルから六%削減する

ことを約束しているが、その約束を守るためにも原子力を推進しなければならないというのである。

日本のエネルギー政策において原子力エネルギーは積極的に開発利用されるべきものと位置づけられている。『今後のエネルギー政策』が二〇一〇年までに「一〇基から一三基程度の増設を行う」と宣言し、『地球温暖化対策推進大綱』が「原子力発電電力量を二〇〇〇年度と比較して約三割増加することを目指した原子力発電所の新増設が必要である」と述べているように、原子力の推進のために、今後も原発の新増設が不可欠とされている。

(2) ドイツの原発廃止政策

日本の原発推進政策に対して、ヨーロッパではこれと対照的な政策が見られる。たとえば、スウェーデンは一九八〇年の国民投票においていち早く原発の段階的廃止を決定している。また、ベルギーでも二〇〇二年三月に「脱原子力法案」が閣議了解され、既存の原発の段階的廃止と新規建設の禁止の方向で調整に入っている。他の諸国にも脱原発の動きがある。こうした潮流の中で、原発廃止政策を最も着実に進めているのがドイツであった。

ドイツは、一九九八年一〇月の新政権連立協定において「原子力からの撤退(Atomausstieg)」を掲げて以来、二〇〇〇年六月の連邦政府と四大電力会社の脱原発協定、二〇〇一年六月の脱原発正式合意と駒を進めてきて、二〇〇二年四月二六日には、正式名称「商業発電用核エネルギーの利用を秩序立てて廃止するための法律」という新原子力法[9]を公布している。この法律によってドイツは、原子力エネルギーを平和利用するという従来の方針を転換し、原発の新増設を禁止しただけでなく、現在一九基ある既存の原発に残余発電量を設け、その発電量を超えた原発から順次廃止していくことを決定した。

日本と同様、ドイツも総電力量の約三割を原子力発電に頼っている。発電コストの安い電力源として、原発は電力の安定供給に寄与してきた。またドイツは京都議定書に批准しており、地球温暖化防止のための温室効果ガス削

減も義務づけられている。[10] そこには日本と共通の課題がある。しかし、日本と同じ問題を抱えながら、ドイツは日本と異なる選択をしたのである。

本稿はこのドイツの原発廃止政策を主として法的側面から検討しようとするものである。ドイツの原発廃止政策自体は、二〇〇〇年六月の脱原発協定を契機に、日本でもしばしば取り上げられてきたが、[11] 法律論の観点からアプローチするものはこれまでほとんどなかった。それはおそらく、原発廃止が具体的な政治目標となっていない日本において、政策論はともかく、法律論にまで関心が及ぶことがなかったためであろう。しかし、おわりで述べるように、原発廃止政策を他国の問題と片付けることはもはやできない。だとすれば、新原子力法の制定によって一応の決着をみたドイツの原発廃止政策について、法的な側面からも検討を加えることは十分に意味があるといえよう。以下では、新原子力法の制定に至るまでの経緯を追いながら、そこに表れた法的問題を見ていくことにしたい。

一　新原子力法制定に至る経緯

(1) 旧原子力法の制定

旧原子力法の正式名称は「核エネルギーの平和利用及びその危険からの防護に関する法律」である。この法律は一九五九年に制定された。戦後、ドイツ連邦共和国（以下、単にドイツという）が生まれたとき、原子力といえば軍事の対象であり、戦勝四カ国の管理下にあったドイツにおいて、その利用を具体的に計画することなどあり得なかった。[12] 事情が変わったのはドイツが戦勝四カ国から独立して、原子力の平和利用を政治日程に載せる法的条件が整った一九五五年以降である。[13]

ドイツの憲法である一九四九年の基本法には、右の事情からして当然のごとく、原子力の平和利用に関する規律

はなかった。そこで原子力法を制定する権限を連邦に与えるため、一九五九年に基本法が改正される。この改正により、連邦の競合的立法権限を定める七四条一項に一一a号が追加され、「平和的目的のための核エネルギーの生産および利用、この目的のために用いられる施設の建設および経営」[14]が連邦の立法により規律されることになった。同時に、八七c条が新たに付け加えられ、「第七四条一一a号の根拠に基づいて発布される法律は、連邦参議院の同意を得て、それが連邦の委託を受けてラントによって執行される旨を規定することができる」こととなった。今日から見ると注目すべきは、この基本法改正は当時野党の地位にあったSPD（社会民主党）とFDP（自由民主党）のイニシャティヴにより、連邦議会の満場一致でもって可決されたという事実である。

旧原子力法の制定作業は、この基本法改正と並行して進められた。基本法改正と同様、旧原子力法も連邦議会の圧倒的多数によって支持された。原子力は、当時、国民の意識においても「進歩のしるし」[15]のイメージがあり、その開発利用は積極的に推進すべきものと受け取られていたのである。

基本法の改正と旧原子力法の制定は同時に終了し、一九五九年一二月二三日の同じ日に公布され、一九六〇年一月一日の同じ日に施行された。しかし論理的には、基本法改正が原子力法制定に先行していなければならないはずである。後にその手続的矛盾を連邦憲法裁判所に指摘されて[16]、立法者は手続の瑕疵を治癒するための法律を新たに制定して、基本法施行一日後の一九六〇年一月二日に原子力法を発令したことにしている。もちろん、その内容には何らの変更もない。

(2) 反原発の動きと妨害的法律執行

原子力の明るいイメージが一転するのは七〇年代に入ってからで、アメリカの原子力安全論争が波及してきた頃である。もともと原子力は放射能という危険な副産物を内包している。その危険性が誰の目にも明らかになったの

は、まず一九七九年のアメリカ・スリーマイル島の原発事故であり、さらに一九八六年の旧ソ連・チェルノブイリの原発事故であった。特に後者は、影響が直接欧州に及んだこともあって、反原発の気運を一気に盛り上げた。原発、最終処分場、中間貯蔵施設、再処理施設などの建設・操業の際は、決まって反対運動が湧き起こり、許可処分は必ず訴訟になり、場合によっては激しい闘争が引き起こされることになった(17)。

一九八三年三月には、反原発運動を一つの核として結成された緑の党が連邦議会に進出した。この緑の党の躍進とチェルノブイリ原発事故は、それまで原発推進の立場をとってきたSPDに政策の再考を迫った。SPDは環境政策の中に原発廃止を盛り込んだ上、一九八四年に緑の党が原発の即時廃止を定めた法律案を提出したのに続いて、一九八七年に段階的な原発廃止を求める法律案を出している。いずれも連邦議会の多数により否決されたが、こうした立法の挫折は旧原子力法の運用を通じて原発を廃止しようとする動きを活発化させることになる。ホルスト・ゼンドラーが「撤退を目指した法律執行（ausstiegsorientierter Gesetzesvollzug）(18)」と呼んだ、原発の建設・操業の阻止を目的とする行政運営がそれである。

そもそも連邦法律の執行は基本法八三条によりラントの権限である。連邦が法律を制定し、ラントが法律を執行するという役割分担である。旧原子力法は一部の事務について連邦の官庁に行政の執行を委ねていたが（たとえば、連邦放射線防護庁）、大部分は連邦委託行政という形式でラントの官庁に任せていた（基本法八七c条、旧原子力法二四条）。SPD政権ないしSPDと緑の党の連立政権が樹立されていたラントでは、この執行権限を通じて「撤退を目指した法律執行」がしばしば行われた(19)。とりわけヘッセン、ニーダーザクセン、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインといった諸ラントでは、組織的な妨害行為が行われたという。

たとえば、原発の建設には旧原子力法七条の許可が必要とされるが、許可権者であるラントの官庁は、安全性の

欠如を口実に、建設を許可しないといった振る舞いに出た。特に、七条二項三号の許可要件は「施設の建設及び稼働によって発生する損害に対して、科学技術の水準に照らして必要とされる事前措置をとっていること」とあったが、「科学技術の水準」という要件は不確定法概念であり、科学技術の進展に応じて変化することが最初から予定されていたため、政権の「安全哲学」の持ちようや変更もここに入り込む余地があり[20]、解釈の操作を通じて合法的に建設を「妨害」できた。

建設不許可よりもドラスティックだったのは、旧原子力法一七条に基づく既存施設に対する許可の取消し及び撤回である。これが現実に行われると、稼働中の原発を廃止する効果を持つだけに、その影響は甚大なものになる。特に、「許可要件の一つが事後的に欠如し、かつ適当な期間内に是正されなかった場合」に許可の撤回ができると定めた一七条三項二号は、既存の原発を廃止するための手段としても十分に使えるとみなされた。

これに対して連邦の側は、基本法八五条三項の指示権（Weisungsrecht）[21]を通じてラントの妨害的法律執行を阻止しようとした。また、指示権を通じた連邦のラント統制は、連邦憲法裁判所の判決によっても全面的に支持された[22]。とはいえ、ラントの「撤退を目指した法律執行」は法律論から見ても疑義があった。原子力の平和利用の促進という目的（旧原子力法一条一号）を掲げる法律の下で、立法者の根本決定に反した法律執行は違法であるとの誹りを免れなかった。中でも、期限を付さずに与えた許可を撤回する手法は、信頼保護の原則や比例原則にも違反すると主張された[23]。ただし、許可の撤回という手法は一八条の補償義務規定によって実際はほとんど使えなかった。財政事情を考えると、許可の撤回に金銭補償をする余裕などなかったからである。

（3）SPD・緑の党の連立協定

現行法の枠内で原発を廃止するという手法には限界があった。脱原発の実現のためには、やはり原子力法自体を

改正し、法律によって原子力から撤退する必要があった。かつて連邦憲法裁判所はカルカー決定[24]によって、核エネルギーの平和利用を法的に許容するか否かについては、立法者が規範的原則決定を下さなければならないと述べていた（いわゆる本質性理論）。基本法は原子力の平和利用に対して中立であって、それを禁止しているわけでも要請しているわけでもない。原子力を利用するか否かの判断は連邦議会のみがなしうる。だから脱原発決定も連邦議会自身によって下されなければならないと考えられた。

原発廃止が現実路線となったのは一九九八年である。この年の連邦議会選挙で勝利したSPDが緑の党（正確には同盟九〇／緑の党）と協定を結び、原発廃止を党是とする二つの政党による連立政権を発足させたからである。

両政党は、一九九八年一〇月二〇日に締結された連立協定[25]第四章「エコロジー的現代化」の第三節「現代エネルギー政策」において、「原子力エネルギーからの撤退」を決定した[26]。そこでは「未来を保証し、環境親和的で、コストに見合ったエネルギー供給を確保する」ため、「エネルギー供給の構造転換」が図られなければならないと記されている。「原子力は、計り知れない損害を発生させる危険を伴っており、安全上リスクが大きいため、責任をもって対処することができない。だから新連邦政府は原子力の利用をできるだけ早くに廃止するためあらゆる措置をとる」というのである。

「原子力エネルギーからの撤退」は、新政府の「現代エネルギー政策」の目玉であるが、いずれにせよエネルギー政策の中の重要な一部に過ぎない[27]。連立協定は「産出に対する倹約の優位」の原則を打ち立て、第一に省エネを重視している。その上で、再生可能エネルギー（erneuerbare Energien）とコジェネレーション（Kraft-Wärme-Kopplung）の推進を謳っている。目標はあくまでも「エネルギー供給の構造転換」である。実際、新政府は一九九九年にエネルギー税を導入し、燃料転換の誘導を図っている。また、二〇〇〇年三月二九日に再生可能エネルギー法[28]を、

同年五月一二日にコジェネレーション法[29]を成立させている。どちらの法律も、送電網を持つ電力会社の電気買い取り義務・最低補償義務を定めた画期的なものである。

さて、「原子力エネルギーからの撤退」についてだが、連立協定はそれを三段階の手続で進めるものとしている。まず第一段階として、一〇〇日以内に原子力法の改正を行う。そこでは原子力推進目的の削除、安全審査の義務づけ、使用済み核燃料の最終処分（再処理の禁止）、九八年改正の取消し、損害保険金拠出額の引き上げなどを規定する。第二段階では、エネルギー供給企業を集めて交渉し、原発廃止と放射性廃棄物処理問題に関してコンセンサスを得る。そして第三段階で、核エネルギー利用から無補償で撤退するための法律（新原子力法）を制定し、それによって段階的に原発を廃止する、というのである。ただし、連邦政府が一〇〇日以内に完了しようとした原子力法の改正は、この頃から喧しくなってきた法的反論にあって、早々に挫折を余儀なくされる。問題は先送りされ、新原子力法の制定時にまとめて立法されることになった。

（4）連邦政府と電力業界との脱原発協定

連立協定で原発廃止の第二段階に位置づけられていたエネルギー供給企業との対話は、一九九九年一月から始まり、およそ一年半の交渉を経て、二〇〇〇年六月一四日にベルリンで合意を見た。協定は連邦政府と四大電力会社（ＶＥＢＡ社、ＶＩＡＧ社、ＲＥＷ社、ＥｎＢＷ社[30]）の間で締結されている。

国内外で大きな反響を呼んだこの脱原発協定[31]は序文を含めて全七章から成っている。その要点は以下の通りである。

―連邦政府は原発の新規建設を法律によって禁止する。

―既存の原発については、一基ごとに二〇〇〇年一月一日以降の残余発電量を定め、その分の発電が終われば廃止

する。損失補償請求権は認めない。

―残余発電量は、原発の通常の運転期間を三二年と想定し、そこから商業稼働の時点から二〇〇〇年一月一日までの期間を差し引いて残余運転期間を算出し、その期間に見合った発電量を割り当てる。

―残余発電量は他の原発に移譲することができる（原則として、旧式・小型のものから新式・大型のものへ移譲）。

―残余運転期間中、電力会社は一〇年ごとに原発の安全審査を行い、結果を監督官庁に通知する。

―核技術の研究は自由である。

―損害保険金の拠出額は引き上げる。

―電力会社はできるだけ早くに原発サイト内または近郊に中間貯蔵施設を建設する。

―放射性廃棄物は二〇〇五年七月一日以降、直接最終処分される。それまでの間は、再処理のため外国に輸送することも認められる。また、電力会社が原発付近に中間貯蔵施設を作るまでの期間は、使用済み核燃料を中央中間貯蔵施設に輸送してもよい。

―連邦政府は協定の内容を法律化する。

―電力業界と連邦政府からそれぞれ三名を出してワーキング・グループを構成し、協定の法律化をモニタリングする。

この脱原発協定は、当初、行政手続法五四条以下が定める公法契約の形式をとる予定であったが、結局は、法的拘束力のない「紳士協定（Gentlemen's Agreement）」の形で締結された。[32] 公法契約の対象は、本来、行政法上の契約であり、憲法的性質をもった法的関係には適用されないと異議が申し立てられたからである。[33] しかし、協定締結は新原子力法制定のための準備作業として行われており、契約の対象にはそもそも馴染まないものであった。[34] 連邦

政府の意図はむしろ協定作成によって電力業界の理解を得ることにあった。政務次官（Parlamentarische Staatssekretärin）のズィモーネ・プロープストは、協定を結ぶメリットについて、電力会社に出訴されて裁判で原発廃止政策が挫かれないようにするためという趣旨の発言をしている。[35] ここでの重点は、当事者に対する協定の法的拘束力より、協定内容に関して当事者間でコンセンサスを得、将来の立法に対する不安を取り除くことにあったといえよう。

それゆえ、連邦政府は予定していたより長めの運転期間を認め、さらに原発間での発電量の融通を認めた。また、最も古いオプリッヒハイム原発に対して二年余分に運転期間を与え、停止中で稼働見込みのないミュルハイム・ケールリッヒ原発にも一定の発電量を割り当てた。[36] 連邦政府は、協定で決められた期間は、原発の稼働と使用済み核燃料の輸送を妨害しないと約束し、[37] 無補償での原発廃止を納得させるために、妥協に妥協を重ねた。そのため、連邦政府の原発廃止政策は、原発推進派からも原発廃止派からも批判の的となった。[38]

ここで脱原発協定の法的問題に簡単に触れておく。既に述べたように、協定は最初から法律化されることが予定されている。協定の作成に電力業界が協働し、しかもワーキンググループによるモニタリングという形で法案作成過程にも関与している。このことは、一方で、連邦政府の法律案提出権（基本法七六条）侵害、他方で、電力会社の基本権放棄（財産権と出訴の権利の放棄）があったとみなす余地を生じさせた。[39] しかし、協定は法的拘束力のない「紳士協定」であり、連邦政府がこれと異なる内容の法律案を提出することを妨げるものではない。また、電力会社も協定の序文において「エネルギー供給企業は、核エネルギーの利用に対して、依然として異なる見解を有しているが、それにもかかわらず核エネルギーによる発電を秩序立てて終結させたいという連邦政府の決定を尊重する」と述べて、自らの合意に含みを持たせている。連邦政府も電力会社も、法的効力のない協定の柔軟さを最大限

に利用することで、自己に不利益な効果が発生しないよう気を遣ったのである。ただ、まがりなりにも合意が成立した以上、後の新原子力法の正当性に何らの影響も及ぼないとはいいきれない。

脱原発協定は翌年六月一一日に正式合意され署名された。連邦政府の相手はＶＥＢＡ社とＶＩＡＧ社が合併してできたＥ・ＯＮ社、ＶＥＷ社を吸収したＲＥＷ社、ＥｎＢＷ社、一年前の協定には参加していなかったＨＥＷ社の四つであった。これで全体の八割強の電力会社が署名したことになったが、なお協定に関与していない会社もあった。

（5）新原子力法の制定

脱原発協定正式合意を受けて、その内容を法律化した新原子力法草案が連邦議会と連邦参議院で審議可決され、公布翌日の二〇〇二年四月二七日から施行された。新原子力法は旧原子力法を全面改正した法律である。[40] 脱原発協定の法律化を意図しているだけに、新原子力法の内容は協定にそのまま準拠している。要点は次の五つである。すなわち、①目的の変更 ②新規原発の建設禁止 ③既存原発の段階的廃止 ④定期的安全審査の導入 ⑤放射性廃棄物処理の構想変更である。

①目的の変更　旧原子力法一条一号が「平和目的のための核エネルギーの研究、開発、利用を推進する」と定めていたものは「商業発電のための核エネルギー利用を秩序立てて廃止し、廃止の時点まで秩序ある稼働を保障する」に改められた。原子力推進から一八〇度立場が変わったわけである。ただし、既存の原発が即時に廃止されるわけではないから、核エネルギーの危険からの防護という目的はそのまま残された。核エネルギー研究の推進という言葉は消えるが、研究の自由は基本権でもあり（基本法五条三項一文）、原子力研究はそのまま続けられる。[41] また、原子力の推進は法律目的から削除されたが、原発は「廃止の時点まで秩序ある稼働」が保障されるので、かつての

ような妨害的法律執行が是認されることはない。(42)

②新規原発の建設禁止　七条一項に二文が追加され、新規原発（及び再処理施設）の建設・操業に許可を与えない旨の規定がおかれた。なお、研究炉の建設や既存施設の「本質的な変更」の場合は、許可を得て執行できる。(43)

③既存原発の段階的廃止　七条一項の後に一a項から一d項が新設され、そこに脱原発協定通りの内容が法律化された。したがって、既存原発は別表三に定められた残余発電量を基準に、他の原発から移譲を受け、あるいは他の原発に移譲した発電量を加減した上で、持ち分を発電し尽くせば廃止される。原発の操業許可は、もともと期限を付けずに与えられていたが、これにより後から期限が付される形になった。

④定期的安全審査の導入　新設された一九a条に規定されている。これは原子力施設の安全性をより確固たるものにするために設けられた。(44)これにより施設の操業者は、自己の責任と費用で一〇年ごとに施設の安全性を検査し、監督官庁に結果を報告しなければならなくなった。この義務を怠った場合は、一七条三項四号により、監督官庁から操業許可を取り消される。(45)

⑤放射性廃棄物処理の構想変更　九a条が根本的に改正され、そこに脱原発協定にしたがった内容が書き込まれた。放射性廃棄物処理の新しい構想は、まず、核エネルギー利用の廃止による廃棄物の非排出（Vermeidung）であり、そして中間貯蔵及び最終処分による廃棄物の確実な処理（Beseitigung）である。(46)使用済み核燃料の再処理は断念される。再処理施設の新規建設は許可されない（七条一項二文）。再処理が必要な場合でも二〇〇五年七月一日までしか認められない(47)（九a条一項二文）。以後はすべて最終処分される。(48)ただし最終処分の前に、放射性廃棄物の熱を冷ます必要があるため、操業者は原発サイトないし近郊に中間貯蔵施設を建設しなければならない（九a条二項三文）。中間貯蔵施設の建設が難しい場合は、中央中間貯蔵施設（アーハウス（Ahaus）とゴアレーベン（G

orleben）にある）への移送も認められるが、輸送時の事故をできるだけ避けるためにも、近郊に中間貯蔵施設が建設できないという証明がなされない限り、輸送許可は与えられない（四条二項七号）。

二　新原子力法の憲法問題

新原子力法の提起する法律問題は多い。ドイツは欧州原子力共同体（ＥＵＲＡＴＯＭ）加盟国であり、原子力政策もその規制を受けている。フランス・イギリスと結んでいる使用済み核燃料の再処理契約は、扱い方を間違えると国際的な法的紛争を引き起こす。[49] 放射性廃棄物処理の法的問題も極めて複雑である。[50] ここですべての論点に言及することはできない。そこで議論の焦点を絞るため、以下では最も論議を呼んだ新規原発の建設禁止と既存原発の廃止について、とりわけ憲法問題を中心に検討していくことにしたい。

（1）脱原発と公共の福祉

新原子力法は、原発操業者の経済的自由を制限するだけでなく、従来のエネルギー政策を変容させ、国民生活に極めて大きな影響を及ぼす効果を持っている。このような思い切った新政策はいかにして正当化されるのか。何のために行わないといけないのか。これはすなわち脱原発の描く公共の福祉像を問うことに他ならない。

立法理由によれば、それはまず第一に「核エネルギー利用のリスクから生命と環境を保護すること」にあるという。[51] 基本法は二条二項一文において生命及び身体の不可侵性を規定しているが、人間の尊厳の保護を国家に義務づける一条一項二文と結びつくことで、生命・身体を保護すべき国家の義務を根拠づけている（基本権保護義務論）。[52] また、基本法二〇ａ条は自然的生活基盤の保護を（将来世代に対しても）国家に義務づけている。核エネルギーの利用は、生命・身体及び自然的生活基盤を危険にさらすのだから、それに対しては国家が何らかの保護措置をとら

なければならない。原子力リスクからの法益保護が何よりも重視されなければならない法律目的とされている。

もっとも、原子力利用にリスクがあるのは自明である。旧原子力法もそうしたリスクの存在を肯定し、それを自覚するがゆえに、そこからの防護を法律目的にしていた。旧法と新法の違いはリスク評価の相違にある。[53] 旧法は安全措置によって、原子力リスクを極力小さくし、社会的に受容可能な範囲で原子力利用を図ろうとするのに対して、新法は、最新の科学的知見と経験に照らして、このようなリスクをもはや「社会的に相当とされる残余リスク」として受忍することはできないと考える。原発稼働のリスク、放射性廃棄物処理のリスク、使用済み核燃料再処理のリスク、核物質不正利用（核拡散）のリスクなど、原子力利用にまつわる様々なリスク[54]を改めて評価し直し、これらのリスクはもう受忍できないから、原発を廃止するしかないという結論を導くのである。

こうしたリスク評価への批判としては、正面から評価の誤りを説く見解もあるが、[55] 多くはリスク・トレードオフの視点から、原発を廃止して原子力リスク・ゼロを目指す政策は公共の福祉にそぐわないということを主張する。すなわち、国家は基本法上の義務として、エネルギーの安定供給に努めなければならないが、[56] 原子力エネルギーを断念するのなら、その穴を埋め合わせる措置が必要となるところ、省エネの推進、新エネルギーの開発、エネルギー輸入などを考慮しても、結局は化石エネルギーに頼らなければならなくなるため、原発廃止は二酸化炭素の排出量を増大させ、地球温暖化という別のリスクを招来するだけであるというのである。[57] ただし、これらの見解にあっても、何が公共の福祉にかなうかという判断は、立法者の広い裁量権に服する事柄だから、一見明白に誤っているとか、極めて恣意的に評価しているといった事情が認められない限り、立法者の決定を尊重すべきであるとしている。

（2）職業の自由

新原子力法は原発操業者の経済的自由を制限する。基本権の制約は公共の福祉に照らして正当化できないと憲法上許されない。ここで問題となる経済的自由には、基本法一二条の職業の自由と基本法一四条の財産権があるが、財産権については後述することにして、まず最初に職業の自由に言及する。

新原子力法七条一項二文の定める新規原発の建設禁止は、原発を建設・操業しようとする原発操業者の職業の自由を侵害するものではないか。この問いに関して、学説上、ここで規制の対象となるのは職業選択の自由（Berufswahlfreiheit）なのか、それとも職業遂行の自由（Berufsausübungsfreiheit）なのか、という議論があった。[58] 連邦憲法裁判所の薬局判決[59]以来、職業の自由には三段階説（Drei-Stufen-Lehre）の考え方が適用され、遂行の自由よりも選択の自由を規制する方が厳格な審査に服するとされていたからである（選択の自由はさらに主観的条件と客観的条件の規制に区別され、後者の方がより厳格に審査される）。[60]

選択の自由説は、新規原発の建設・操業はそれ自体が職業であって、規制は特定の職業を禁じるものだと主張するのに対して、[61] 遂行の自由説は、原発の建設・操業は独自の職業というより、発電事業の一部に過ぎないから、規制は職業活動の方法や態様に向けられたものと理解すべきだという。[62] しかし結論は、どちらの見解も合憲である。というのも、原子力リスクからの生命・身体・環境の保護という公共の福祉の重要性に鑑みると、規制はいずれにしても比例原則に反しないと考えられるからである。

立法理由は、選択の自由と遂行の自由の区別について何も述べていない。職業の自由そのものと公共の福祉を比例原則にかけて審査するのみである。それによると、職業の自由を制限する程度が小さく、かつ原子力リスクからの保護を同じ程度に実現する他の手段が明らかでない上、いかに優れた安全技術上の措置をとっても、重大事故の

起きる可能性を排除できないのであるから、新規原発の建設禁止を法律で規定することもやむを得ないとする。[63] ここでも決め手は原子力リスクの評価と、それを判断する立法者の裁量権の範囲であろう。

（3）財産権保障

原発廃止の憲法問題の中で最も異論の多いものが財産権保障の問題である。ここで財産権侵害が疑われているのは、既存の原発に残余発電量を設定し、持ち分を発電し終えた原発から順次、操業許可を失効させていくという新原子力法七条一a項以下の規律である。旧原子力法によれば、原発に対して一度与えられた許可は、取消しや撤回がない限り、一般に無期限の効力を持つ。[64] ところが、新原子力法は脱原発協定に基づき、既存の原発に後から運転期間を設定した（正確には移譲可能な残余発電量の設定）。特に期限を付されることなく稼働してきた原発に対して、後から期限を付けるというのは、明らかに財産権に対する介入である。このような規律は憲法上正当化できるのだろうか。[65]

この問題は、当該規律が内容・制限規定（Inhalts- und Schrankenbestimmung）なのか、それとも収用（Enteignung）なのかという論点をめぐって論じられている。新原子力法の合憲性を検討する前に、この二つの概念の一般論に触れておく。[66]

内容・制限規定とは、財産権の内容及び制限を法律で定めることである（基本法一四条一項二文）。これにより、立法者は財産権の内容を定義し、法律でもって新たな財産秩序を創出することができる。これを旧財産秩序の側から見ると、将来の財産権の定義が旧来の財産権の制限になる。財産権の内容・制限規定とは、要するに、規律の時点を基準に、規律以前の財産権を制限すると同時に、規律以後の財産権を内容形成することをいうのである。[67] 日本流にいえば、単に財産権の制限である（この言い回しは規律以前の財産権の側からしか見ない呼び方である）。財

産権の内容・制限規定は、いずれにせよ旧来の財産権にとっては制限を意味するから、立法者が無制約に内容を定義できるわけではない。それは制度保障（Institutgarantie）と比例原則に服する。とりわけ比例原則による制約が実践的な意義を有する。

これに対して収用とは、具体的主観的な財産法上の地位の全部または一部の剥奪である（基本法一四条三項）[68]。それは「抽象的ではなく具体的であり、一般的ではなく個別的に行われ、かつ財産を財産権者のところにおいておくのではなく、財産権者から剥奪する」[69]という三つの点で、内容・制限規定と区別される。また収用は、内容・制限規定と違って、公共目的のみならず、損失の補償も要求する。損失補償は、付帯条項により、「補償の方法および程度を規律する法律の根拠に基づいてのみ」認められる（三項二文）。それゆえ、補償規定のない法律に基づく収用は、事後的な補償によって追完されるのではなく、収用自体が取り消されなければならない。補償は、公共の利益と関係者の利益を正当に衡量して定められる（三項三文）。補償の額が不十分な場合は、通常裁判所に請求することができる（三項四文）。

ドイツの判例・通説は内容・制限規定と収用を別物だと見ている[70]。両者の区分を程度の問題とは考えていない。規律が内容・制限規定に当たると判断されれば、比例原則に照らして正当化が図られ、収用に当たると判断されれば、次に補償が問題になる。補償の要否の判断が、内容・制限規定か収用かを決めるものではない。だから新原子力法の規律が内容・制限規定なのか収用なのかが、決定的な意味を持つと受け止められたのである。

この点、立法理由は特に根拠をあげることなく、当該規律を内容・制限規定だとしている[71]。これに対して学説は激しく分かれている。一方の見解は、立法は新しい財産秩序を創出し、そこからリスクの大きい原子力利用を排除しようとしただけだから、それは内容・制限規定とみなされるべきだとする[72]。他方の見解は、立法は意図的に特定

の具体的財産を剥奪しようとするものだから、それは収用であるという。[73] 収用ということになれば、何らの金銭補償も定めていない新原子力法は違憲となりうる。

とはいえ、ことはそれほど単純ではない。財産権の内容・制限規定であれば、確かに補償はしなくてもよいが、比例原則には従わなければならない。それゆえ、内容・制限規定は、正当な目的の達成に適合・必要・均衡でなければならない。内容・制限規定は、一般的・抽象的に規律されるから、具体的な財産に対する影響は人によって違う。そこで判例・通説によると、もし規律に不均衡な負荷が発生する場合は、財政的補償（finanzielle Entschädigung）、苛酷条項（Härteklausel）、経過規律（Übergangsregelung）といった調整的措置を用いて、負担を緩和しなければならないという。それが比例原則の要求するところである。[74] つまり調整義務を伴う内容・制限規定は、補償を伴う収用と類似の機能を営むことになるのである。

既に述べたように、新原子力法は原発を即時廃止するものではない。残余発電量を認め、しかも原発間での発電量の融通も認めている。立法者はこれを一種の調整的措置であるとみなしている。[75] 原発廃止を内容・制限規定と見る学説も、一様に、こうした調整的措置を比例原則の要求に沿うものだとしている。その上、原発廃止を収用だと評価するシュミット・プロイスですら、原発廃止に相応の運転期間を認めるのなら、それが補償になると主張する。[76] いくら操業許可には期限が付されていないといっても、原発はいずれ老朽化し、廃炉しなければいけないときが来ることを考えれば、運転期間にも事実上の限界はある。だとすれば、合理的な範囲で運転期間を限定する立法もあながち不当とはいえないだろう。問われるべきは、内容・制限規定か収用かというより、調整的措置や補償の内容の方なのかもしれない。

（4）研究の自由と信頼保護の原則

新原子力法には他にも若干の憲法問題がある。たとえば、これにより核技術研究が妨げられるのではないかとか、後からの期限設定は信頼保護に反するのではないかといった問題である。これらについては、研究炉の設置はこれまで通り許可制の下で認められるのだから、研究の自由（基本法五条三項一文）は侵害されないとし[77]、無期限で与えられた許可への信頼も、残余運転期間が認められている以上、裏切られたとはいえないとされている[78]。

おわりに

紆余曲折を経てようやく制定された新原子力法であるが、その未来は必ずしもバラ色ではない。現在、野党の地位にあるCDU／CSU（キリスト教民主・社会同盟）は、二〇〇二年九月二二日に行われる予定の連邦議会選挙で政権を奪還すれば、原発廃止政策を撤回すると宣言している。選挙の行く末は予想の限りではないが、野党有利との分析もあり、結果次第では、新原子力法は何の成果もあげることなく廃止されるかもしれない。そうでなくても、数々の憲法問題を抱えた新原子力法は、これに反対する勢力によって、連邦憲法裁判所に持ち込まれる可能性が大きい。場合によっては、違憲無効の憂き目を見ることもないとはいえない。

原発廃止政策はエネルギー政策的観点からの批判も受けている[79]。原発廃止は原子力エネルギーによる電力供給断念を意味するが、今後それをどうやって埋め合わせるかである。連邦政府は、発電効率の改善、省エネの推進、再生可能エネルギーの拡大の三つを掲げている[80]。そのために「エコロジー税制改革」を進める一方で、再生可能エネルギーの開発を誘導している。たとえば、再生可能エネルギー法は一条において、全エネルギー消費に対する再生可能エネルギーの割合を二〇一〇年までに少なくとも二倍にすると規定している。同法が制定された二〇〇〇年段

階で再生可能エネルギーの割合は約六%だったから、一〇年で一二%までは伸ばそうというのである。二〇五〇年までには全エネルギー需要の半分にまで拡大するという壮大な案もある。[81] しかし長期的にはともかく、中短期的にはエネルギー輸入と化石エネルギーへのシフトで賄わざるを得ないだろう。輸入は外国の原発に依存する公算が大きく、また化石エネルギーへのシフトは温室効果ガスを増大させるなど、解決すべき問題は尽きない。

翻って日本に目を向けると、状況はもっと深刻である。[82] はじめに述べたように、日本は原発推進政策をとっている。しかし、政府のかけ声とは裏腹に、原発の立地は全く進んでいない。その上、九五年のもんじゅナトリウム漏洩事故、九七年の東海アスファルト爆発事故、九九年のJCO臨界事故、及びそれにかかわる事実の隠蔽、データの捏造などが相次いだこともあって、原発に対する国民の信頼は失墜している。かつて二〇一〇年までに原発を二〇基増設すると計画されていたが、その後、「一〇基から一三基」に目標が下げられ、最近では数値を掲げることもできなくなった。現在、電力自由化に向けて具体的な議論が進められているが、自由化されれば、おそらく原発の新規建設は経済的に不可能になろう。しかし、そうなると今後のエネルギー供給はどうなるのだろうか。いかにして「安定供給・環境保全・効率化の同時達成」を図るのだろうか。さらに危惧されるのは、なし崩し的に老朽化した原発の延命が図られかねないことである。原発推進政策へのこだわりは歪みを大きくするばかりで、将来を見据えたエネルギー政策への転換を妨げるだけのように思われる。

将来を見据えたエネルギー政策にとって、新エネルギーの開発は急務であろう。しかしここでも現状は厳しい。新エネルギーによる発電電力量の割合は、ドイツに遙かに及ばない〇・二%（二〇〇〇年）に過ぎない。九七年に制定された新エネルギー法は支援・啓発活動を中心としたものだし、二〇〇二年六月七日に公布された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」は、電気事業者に一定量以上の新エネルギーの電気利用を義

務づけているものの、これとて電気買い取り義務・最低補償義務を定めたドイツの再生可能エネルギー法と比べると、新エネルギー開発へのインパクトに乏しいといわざるをえない。

日本のエネルギー政策からは、総じて、政治の明確なビジョンが見えてこない。[83] ドイツは「現代エネルギー政策」の全体構想の中に原発廃止を位置づけ、政治のイニシャティヴの下でそれを実行した。両国のあり方に際だった対照が見られるのは、まさにこの点である。

(1) 資源エネルギー庁のウェブ・サイト「わが国のエネルギー供給を巡る現状」(http://www.enecho.meti.go.jp/energy/japan/japan02.htm) による。

(2) 原子力開発利用の歴史については、吉岡斉『原子力の社会史』(一九九九) が詳しい。

(3) 資源エネルギー庁編『エネルギー2002』二六頁、一〇九頁以下 (二〇〇一)。

(4) ただし、吉岡・前掲書註(2)一三八頁は、「原発建設はエネルギー安全保障等の公称上の政策目標にとって不可欠であるから推進されたのではなく、『原発建設のための原発建設』が、あたかも完璧な社会主義計画経済におけるノルマ達成のごとく、続けられてきたように見受けられる」という。

(5) 総合資源エネルギー調査会総合部会／需給部会『今後のエネルギー政策について』三頁以下 (二〇〇一) 参照。

(6) 前掲・報告書註(5)七頁、九頁、一七頁。

(7) これを受けて、二〇〇二年六月一四日公布のエネルギー政策基本法は、安定供給の確保 (二条)、環境への適合 (三条)、市場原理の活用 (四条) の三つをエネルギー政策の基本目標に掲げた。ただし、同四条は、市場原理の活用について、「エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として」(一項) とか、「前二条の政策目的が損なわれないよう十分に配慮されなければならない」(二項) と規定しており、自由化・規制緩和を安定供給や環境保全より一段低く位置づけたように読めないこともない。

(8) 地球温暖化対策推進本部『地球温暖化対策推進大綱』三七頁 (二〇〇二) 参照。

(9) BGBl. 2002 I, 1351.

(10) 京都議定書においてEUは一九九〇年レベルで八%の温室効果ガス削減を義務づけられているが、EU内での取り決めにより、ドイツは遅くとも二〇一二年までに二一%削減を達成しなければならないとされている。また連邦政府は、二〇〇五年までに二酸化炭素の排出を一九九〇年レベルで二五%削減すると自ら宣言している。

(11) 小野一「ドイツの脱原発協定をめぐって」技術と人間一〇月号一八頁（二〇〇〇）、澤井正子「脱原発を選択したドイツの事情」世界週報九月五日号一六頁（二〇〇〇）、梶村太一郎「脱原発に踏み出したドイツ」世界九月号四二頁（二〇〇〇）参照。

(12) Vgl. M.Rodi, Grundlagen und Entwicklungslinien des Atomrechts, NJW2000, S. 7f.

(13) 一九五八年には欧州原子力共同体が創設され、ドイツもその創設メンバーになっている。

(14) 基本法の条文訳については、原則として、高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集（第三版）』二〇九頁以下（二〇〇一）に従う。

(15) M. Böhm, Atomrecht im Wandel—Von der staatlichen Förderung zum Ausstieg, in: K-P. Dolde (Hrsg.), Umweltrecht im Wandel, 2001, S. 667ff. (669).

(16) BVerfGE34, 9 (21ff.).

(17) ドイツにおける反原発の動向については、本田宏「原子力をめぐるドイツの紛争的政治過程（一～三）」北海学園大学法学研究三六巻二号三九頁（二〇〇〇）、三六巻三号四三頁、三七巻一号七九頁（二〇〇一）が詳しい。

(18) H. Sendler, Anwendungsfeindliche Gesetzesanwendung, DÖV1992,S. 181ff.

(19) 具体的な法律執行の手法については、Vgl. K.Lange, Rechtliche Aspekte eines „Ausstiegs aus der Kernenergie", NJW 1986, S. 2459ff.

(20) Rodi (Anm. 12), S. 13.

(21) 基本法八五条三項により、ラントが連邦委託行政を執行する場合、「ラントの諸官庁は、連邦の管轄官庁の指示に服する」ものとされた。

(22) BVerfGE81, 319 und 84,25. Vgl. Rodi (Anm. 12), S. 11; Böhm (Anm. 15), S. 672f.

(23) A. Komorowski, Rechtsfragen des Atomausstiegs, Jura 2001, S. 17ff. (18); Ch. Langenfeld, Die rechtlichen Rahmen-

bedingungen für einen Ausstieg aus der friedlichen Nutzung der Kernenergie, DÖV2000, S. 929ff. (931f).

(24) BVerfGE49, 89 (127). 高田敏解説・ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』二九五頁（一九九六）参照。

(25) 連立協定の全文は、ZRP1998, S. 485ff. に掲載されている。

(26) ZRP1998, S. 485ff (491).

(27) H.-J. Koch/A. Roßnagel, Neue Energiepolitik und Ausstieg aus der Kernenergie, NVwZ2000,S. 1ff. (4).

(28) BGBl. 2000 I, 305.

(29) BGBl. 2000 I, 703.

(30) 四大電力会社の発電容量は全体のおよそ八割弱であるといわれている。

(31) 脱原発協定の全文は、Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit (Hrsg.), Vereinbarung über die geordnete Beendigung der Nutzung der Kernenergie in Deutschland, Umwelt Nr. 7-8/2000 (Sonderteil), S. IIIff. に掲載されている。

(32) Glossar zum Atomausstieg, in Umwelt Nr. 7-8/2000(Sonderteil), S. X.

(33) F. Schorkopf, Die „vereinbarte" Novellierung des Atomgesetes, NVwZ2000, S. 1111ff. (1112).

(34) O. Klöck, Der Atomausstieg im Konsens—ein Paradefall des umweltrechtlichen Kooperationsprinzip?, NuR2001, S. 1ff. (3); Langenfeld (Anm. 23), S. 936f.; Schorkopf (Anm. 33), S. 1112.

(35) S. Probst, „Ausstieg aus der Atomenergie—Einstieg in die Energiewende", Umwelt Nr. 3/2001, S. 178ff (182).

(36) これを受けて同原発を所有するREW社は、割り当てられた発電量を他の原発に回し、同原発を閉鎖することにした。

(37) ただし、従来、妨害的法律執行を行っていたのはラント政府であったから、連邦政府のこの約束がどこまで実効的かについては不明である。

(38) たとえば、原発推進派のCDU／CSUは、原発廃止によって核技術の能力を喪失するだけでなく、地球温暖化防止の目標も達成できなくなると非難し、政権交代によって政策転換を図ると宣言した。これに対して、反核平和団体のグリーンピースは、連邦政府のやり方は原発廃止というより原発存続にお墨付きを与えるようなものだと非難した。

(39) Langenfeld (Anm. 23), S. 938 ff.; Schorkopf (Anm.33), S. 1113f.

(40) Vgl. G. Kühne/Ch. Brodowski, Das neue Atomrecht, NJW2002, S. 1458 ff.

(41) Kühne/Brodowski (Anm. 40), S. 1460; H.Wagner, Atomkonpromiss und Ausstiegsgesetz, NVwZ2001, S. 1089 ff. (1095).

(42) BT-Drucks. 14/6890, S. 16.

(43) Kühne/Brodowski (Anm. 40), S. 1460.

(44) BT-Drucks. 14/6890, S. 17. 原発の安全性に対する懸念が、原発廃止を支持する最大の理由だったことを思えば、延命される既存原発に対しても、さらなる安全対策がとられる必要があった。

(45) Kühne/Brodowski (Anm. 40), S. 1461.

(46) Kühne/Brodowski (Anm. 40), S. 1462.

(47) ドイツはヴァッカースドルフ再処理施設の挫折以降、国内での再処理を諦め、フランスとイギリスの再処理施設に作業を委託している。二〇〇五年七月一日というのは、その契約期間を考慮して設定されたものである。なお、ドイツの放射性廃棄物再処理問題については、保木本一郎『核と遺伝子技術の法的統制』四三頁以下（二〇〇一）が詳しい。

(48) 高レベル放射性廃棄物の最終処分場候補として調査中だったゴアレーベン（Gorleben）は、激しい反対運動もあって、脱原発協定により、三年から一〇年の間、調査が中断されることになった。また、低中レベル放射性廃棄物の最終処分場候補コンラート坑（Schacht Konrad）に対し、ニーダーザクセン州は二〇〇二年六月一二日に計画確定決定を出した。

(49) Vgl. A. Komorowski, Europa- und völkerrechtliche Probleme eines bundesgesetzlichen Wiederaufarbeitungsverbots, NuR 2000, S. 432 ff.

(50) Vgl. P. M. Huber, Entsorgung als Staatsaufgabe und Betreiberpflicht, DVBl2001, S. 239 ff.

(51) BT-Drucks. 14/6890, S. 14.

(52) 詳しくは、小山剛『基本権保護の法理』（一九九八）参照。

(53) BT-Drucks. 14/6890, S. 13f.

(54) 第三者の妨害措置、テロリズム、サボタージュ、戦争などもリスク原因となりうる。Vgl. Koch/Roßnagel (Anm.

27), S. 3.

(55) Wagner (Anm. 41), S. 1093f.

(56) 国家のエネルギー安定供給義務に関する基本法上の根拠としてあげられるのは、基本法二〇条一項、二八条一項の定める社会国家原理、及び基本法一〇九条二項の定める経済全体の均衡維持の要請である。

(57) M. Schmidt-Preuß, Atomausstieg und Eigentum, NJW2000, S. 1524ff. (1526f.); K. Kruis, Der gesetzliche Ausstieg aus der »Atomwirtschaft« und das Gemeinwohl, DVBl2000, S. 441ff. (449f.).

(58) B. Stüer/S. Loges, Ausstieg aus der Atomenergie zum Nulltarif?, NVwZ2000, S. 9ff. (11).

(59) BVerfGE7, 377. 野中俊彦解説・ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』二二三頁（一九九六）参照。

(60) 三段階説については、ボード・ピエロート／ベルンハルト・シュリンク、永田秀樹／松本和彦／倉田原志訳『現代ドイツ基本権』二九八頁、三〇四頁（二〇〇一）参照。

(61) Stüer/Loges (Anm. 58), S. 12.

(62) Komorowski (Anm. 23), S. 21; Kühne/Brodowski (Anm. 40), S. 1461.

(63) BT-Drucks. 4/6890, S. 15.

(64) 旧原子力法一七条一項四文は、許可に対して期限を付してもよい旨の規定をおいていたが、七条の原発設置許可には適用されないとしていた。

(65) Vgl. F. Ossenbühl, Verfassungsrechtliche Fragen eines Ausstiegs aus der friedlichen Nutzung der Kernenergie, AöR 1999, S. 1ff.

(66) なお、角松生史「憲法上の所有権?」社会科学研究四五巻六号七頁以下（一九九四）も参照。

(67) 要を得た概観として、ピエロート／シュリンク・前掲訳書註(60)三二五頁、三三一頁。

(68) BVerfGE52, 1 (27).

(69) ピエロート／シュリンク・前掲訳書註(60)三三二頁。

(70) Vgl. BVerfGE58, 300. 西埜章解説・ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』二五六頁（一九九六）参照。

(71) BT-Drucks. 14/6890, S. 15.

(72) H.-J. Koch, Der Atomausstieg und der verfassungsrechtliche Schutz des Eingentums, NJW2000, S. 1529ff. (1530, 1534); Langenfeld (Anm. 23), S. 932ff.; Komorowski (Anm. 23), S. 19f.; Stüer/Loges (Anm. 58), S. 12f.

(73) Wagner (Anm. 41), S. 1095f.; Schmidt-Preuß (Anm. 57), S. 1526; Ossenbühl (Anm. 65), S. 29.

(74) ピエロート／シュリンク・前掲訳書註(68)二三六頁以下。南川和宣「ドイツにおける補償を義務づけられる内容制限規定（一～二・完）」法学論叢一五〇巻四号二〇頁、一五一巻三号四一頁（二〇〇二）も参照。

(75) BT-Drucks. 14/6890, S. 16.

(76) Schmidt-Preuß (Anm. 57), S. 1528f.

(77) Komorowski (Anm. 23), S. 21. Vgl. BT-Drucks. 14/6890, S. 14.

(78) Stüer/Loges (Anm. 58), S. 14. 別見解として、Vgl. Ossenbühl (Anm. 65), S. 50f.

(79) R. Breuer, Anlagensicherheit und Umweltschutz im Energiesektor, in: K-P. Dolde (Hrsg.), Umweltrecht im Wandel, 2001, S. 915ff. (941f.); Kruis (Anm. 57), S. 450.

(80) Probst (Anm. 35), S. 185.

(81) Probst (Anm. 35), S. 186.

(82) 現状の評価については、吉岡斉「エネルギー技術の新展開と電力規制改革」中山茂／吉岡斉編『科学革命の現在史』八二頁以下（二〇〇二）参照。

(83) それが経済産業省主導のエネルギー政策の限界なのかどうかは、とりあえずここでは問わない。

【追記】

脱稿後に行われた連邦議会選挙の結果、SPD／緑の党の連立与党は絶対過半数をわずかに四つ上回る議席を獲得し、辛うじて政権の維持に成功した。これにより、政権交代による新原子力法の破棄は回避された。他方、日本では、東京電力のトラブル隠しに端を発する一連の不祥事により、原発推進政策の先行きはますます不透明となっている。